

## ●七瀧ダムの概要

### 目的

- ①ダム地点下流（主に御船川）の水害の防除
- ②ダム地点下流の流水の正常な機能の維持及び増進
- ③熊本市及び周辺地域の諸都市が御船地点において新たな都市用水の取水を可能ならしめること

### 事業経緯

- ・実施計画調査  
平成3年度～



凡 例	
○	: 流域界
○	: 七瀧ダム集水域
■	: 基準地点
●	: 主要地点
---	: 県境
----	: 市町村界
↑↓	: 大臣管理区間

## ●目的の達成状況

### ①治水安全度について

緑川水系河川整備計画策定に向けた説明会を開催(平成23年1月27日)し、緑川水系の国管理区間における治水上の目標を概ね1/30とすることで、国管理区間沿川の市町村の理解を得た。

#### 緑川本川

- 七瀧ダムの効果が河道の整備目標流量に対してわずかである。

#### 緑川支川御船川

- 現状で目標の治水安全度が確保されている。

- ・河川改修等で代替できる見込み。
- ・七瀧ダム建設事業に比べて安価。

治水対策を実施する緊急性はない。

### ②流水の正常な機能の維持について

#### 緑川本川(城南地点)

- 緑川水系工事実施基本計画(平成元年)において、通年概ね6m<sup>3</sup>/sと設定
- その後、緑川水系河川整備基本方針(平成20年)において、通年概ね6m<sup>3</sup>/sと設定

同方針への対応として、既存施設の有効活用を図るとともに、関係機関と連携した水利用の合理化を推進するなどとしている(現時点においては新たな施設は想定していない)。

#### 緑川支川御船川(御船地点)

- 七瀧ダム事業着手時  
かんがい期: 概ね2.0m<sup>3</sup>/s  
非かんがい期: 概ね1.3m<sup>3</sup>/sを設定

○「正常流量検討の手引き(案)」(平成19年9月)を活用し、御船地点における必要流量を改めて確認した結果、御船地点における必要流量は約1m<sup>3</sup>/s

近年の流況における1/10渴水流と同程度の評価であり、不特定補給の必要性はない。

### ③都市用水について

平成15年9月に、七瀧ダムに係る都市用水の必要性はないと確認されたため、平成15年11月の事業評価監視委員会における審議の結果、七瀧ダムに都市用水の確保は必要ないこととなった。

## ●九州地方整備局の対応方針(案)

今後策定予定の整備計画期間中においては七瀧ダム建設事業の継続が妥当と判断できることから、事業を中止するものとする。

なお、河川整備基本方針の達成に向けた将来的な対応を検討する際は、七瀧ダムも選択肢から排除することなく検討する。